

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	適用条項		
1	株式会社豊田自動織機 共和工場 エレクトロニクス事業部 営業部 部長 大河原 健太郎 大府市共和町茶屋8番地	当該業者は、2種類のフォークリフト用エンジンの排出ガス性能に係る長距離耐久試験において、一部の測定点のデータの改ざん等を行っており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。 また、排出ガス性能が保安基準に不適合となった。 これらにより、令和5年4月26日に国土交通省から、行政処分(道路運送車両法第75条の3第6項に基づく当該エンジンの型式指定の取消し)を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	別表第11項第2号	1か月 令和5年6月1日～令和5年6月30日	物品の製造・販売:電気製品、機械・器具 役務の提供等:建物等各種施設管理
2	株式会社丸泰 代表取締役社長 伊藤 寛章 岐阜県岐阜市領下6-46	当該業者は、元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結していた。 このことについて、令和5年4月5日に国土交通省中部地方整備局から、監督処分(同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分)を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	別表第11項第2号	1か月 令和5年6月1日～令和5年6月30日	建設工事:建築工事、ガラス工事、解体工事